

母子父子寡婦福祉資金貸付制度

母子家庭・父子家庭及び寡婦家庭を対象にして、無利子又は低利で資金を貸し付けることによって、経済的に自立していただくことを目的とした制度です。

1. 対象者 配偶者のない女子又は男子で、現に児童を扶養している方若しくは配偶者のない女子として児童を扶養していたことのある方。

母子福祉資金及び寡婦福祉資金一覧表

貸付金の種類	貸付金の目的	限度額	償還期間
事業開始資金	事業を開始するのに必要な資金	2,850,000円以内	7年以内
事業継続資金	事業を継続するのに必要な資金	1,430,000円以内	7年以内
修学資金	子どもの高等学校(盲学校、ろう学校又は養護学校の高等部を含む。)大学又は高等専門学校、専修学校における修学に必要な資金	詳しい金額についてはお問い合わせください。	修学期間の4倍以内 専修学校(一般課程) 5年以内
技能習得資金	事業を開始し、又は就職するのに必要な知識、技能を習得することや高等学校に修学する際に必要な資金(母子家庭の母又は父子家庭の父)	月68,000円以内 ※自動車運転免許の取得460,000円以内	20年以内
修業資金	子どもが事業を開始し又は就職するのに必要な知識、技能を習得する際に必要な資金	月68,000円以内 ※自動車運転免許の取得460,000円以内	6年以内
就職支度資金	就職に際し必要な資金	100,000円以内 ※自動車の購入が必要な場合 330,000円以内	6年以内
医療介護資金	医療又は介護を受けるのに必要な資金	医療340,000円以内 介護500,000円以内	5年以内
生活資金	1. 知識技能を習得している期間 2. 医療若しくは介護を受けている期間 3. 母子家庭又は父子家庭になって7年未満の母又は父の生活が安定するまでの期間 4. 失業して1年未満の母又は父の生活が安定するまでの期間	1. 月141,000円以内 2～4 月103,000円以内	1. 10年以内 2. 5年以内 3. 8年以内 4. 5年以内
住宅資金	住宅の建設、購入、改築等に必要な資金	1,500,000円以内 ※災害当又は老朽化等の増改築 2,000,000円以内	6年以内 ※7年以内
転宅資金	住宅移転に際し、住宅の賃借に必要な資金	260,000円以内	3年以内
就学支度資金	小中学校・高校・大学・高専への入学又は修業施設への入所に際し必要な資金	詳しい金額についてはお問い合わせください	修学期間の4倍以内(専修学校(一般課程) 修業施設据置期間経過後 5年以内)
結婚資金	子の婚姻に際し必要な資金	300,000円以内	5年以内

資金によって、利子の内容が異なりますので、詳しいことは問合せ先へお問い合わせください。

【お問合せ先】 串間市福祉事務所 こども政策係 72-1123
宮崎県こども家庭課 0985-26-7041

